

- ・調査期間・時期：期間、時期、回数等（工程表等）

- ・調査体制

イ 予測手法

- ・予測する影響の種類：対象要素に関して予測する影響の種類
- ・予測地域・地点：範囲、位置（図面情報等）
- ・予測法：予測する影響の種類に応じて選定
- ・予測時期：工事中、存在・供用時等影響の発生時期に応じて設定

ウ 評価手法

- ・評価及び環境保全措置検討の基本方針

（標準手法並びにその簡略化及び重点化）

第9条 標準項目に係る調査及び予測の手法の選定に当たっては、各標準項目ごとに別表第2に掲げる標準的な調査及び予測の手法（以下この項及び同表において「標準手法」という。）を基準として行わなければならない。この場合において、必要に応じて、標準手法より簡略化された調査若しくは予測の手法の選定（次項において「手法の簡略化」という。）又は標準手法より詳細な調査若しくは予測の手法の選定（第3項において「手法の重点化」という。）を行うものとする。

〔解説〕

環境影響評価に係る調査、予測及び評価の「標準的な手法」は、技術指針の別表第2に示されているが、事業特性及び地域特性により標準手法より簡略化した手法又は詳細な手法を選定することを示したものである。

これは、事業特性や地域特性から見て重要な選定項目とそうでない項目について、その理由を明らかにした上で、調査又は予測の手法に質的・量的な差異を持たせることで重要な項目とそうでない項目にメリハリを付け、環境影響評価を分かりやすいものにするためである。

なお、手法の簡略化又は手法の重点化を選定した場合は、その理由を整理する必要がある。

（1）手法の重点化・簡略化

事業者は、環境影響評価の対象とすべき要素について、地域特性の把握の結果、あるいは、事業計画から想定される影響要因、事業者の環境保全に対する取り組みの姿勢等について勘案し、手法の重点化や簡略化を検討する。どの程度の重点化（重点的かつ詳細に実施する）、または、どの程度の簡略化（簡略化した手法で効率的に実施する）を適用するかどうかは、各要素について検討し、最も適した調査・予測・評価手法を選択することが必要である。

なお、重点化・簡略化は、技術的に高度な手法や簡易な手法を用いることだけではなく、調査・予測地点、予測ケースの増減等も含めて考える。また、重点化・簡略化を行った場合には、方法書にその理由を明確に記述しなければならない。

手法の重点化・簡略化を検討する要素としては、次のような例が考えられる。

[手法の重点化を検討する要素]

- ・事業特性により標準項目以外の項目による環境への影響が懸念される場合
- ・環境影響を受けやすい地域又は対象が存在する場合
- ・環境の保全の観点から法令等により指定された地域又は対象が存在する場合
- ・既に環境が著しく悪化し又はそのおそれが高い地域が存在する場合
- ・地域特性・事業特性から標準手法では予測が技術的に困難と思われる場合
- ・事業者が環境保全上特に重視したものがある場合
- ・地方公共団体が環境保全上特に重視したものがある場合
- ・方法書に対する意見として重点化を求める意見が多い場合

[手法の簡略化を検討する要素]

- ・環境への影響の程度が極めて小さいことが明らかな場合
- ・影響を受ける地域又は対象が相当期間存在しないことが明らかな場合
- ・類似の事例により標準手法を用いなくても影響の程度が明らかな場合

- 2 前項の規定による手法の簡略化は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当すると判断される場合に行うものとする。
- (1) 標準項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかであること。
 - (2) 対象事業が実施されるべき区域又はその周囲に、標準項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。
 - (3) 類似の事例により標準項目に関する環境影響の程度が明らかであること。
 - (4) 調査の手法については、標準項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、標準手法より簡易な方法で収集できることが明らかであること。

[解説]

手法の簡略化を選定する場合の条件を示したものである。

手法の簡略化は、手法の重点化と対照されるもので、事業特性や地域特性から見て環境への影響が極めて小さいことが明らかである場合などに、選定項目の調査又は予測の手法を簡略化することである。具体的には調査の一部を省略したり、標準手法より簡易な方法によって調査又は予測を行うことである。

手法の簡略化は、次のような場合に選定するとしているが、必ずしも簡略化をしなければならないわけではなく、影響の程度からみて過大な調査や予測を行う必要はないということであり、その分を手法の重点化を選定すべき選定項目の調査や予測に振り向けることが重要である。

また、道路事業における騒音や工場・事業場の新設における大気質などのように、事業特性から見て当該事業に特徴的な環境要素である場合や地域特性から見て重要なと考えられる環境要素については、安易に手法を簡略化すべきではない。

第1号は、例えば、実績を有する抜本的な環境保全措置によりその影響を低減する技術が既に確立されているような場合には、当該環境保全措置の実績、効果、運